

児童扶養手当現況届、特別児童扶養手当所得状況届を忘れずに

児童扶養手当を受けている方は、所得及び児童の養育状況確認のため、毎年8月中に「現況届」の提出が必要です。

「現況届」は、平成27年度（平成27年8月から平成28年7月まで）に引き続き受給できるかを決定する大事なものです。現況届についてのお知らせを8月上旬頃に送付いたしますので、必要書類をご確認の上、必ずご本人が提出してください。現況届の提出が遅れたり提出しなかったときは、手当を受けるのが遅れたりもらえなくなることがあります。

また、特別児童扶養手当を受けている方も、所得及び児童の養育状況の確認のため「所得状況届」の提出が必要となります。

提出期間 【児童扶養手当】 8月 3日（月）～8月31日（月）

【特別児童扶養手当】 8月11日（火）～9月10日（木）

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日除く）

☎ 【児童扶養手当】 学校教育課 子育て支援室 ☎（42）2230

【特別児童扶養手当】 保健福祉課 福祉介護係 ☎（44）2300

中東呼吸器症候群(MERS:マーズ)について

中東呼吸器症候群(MERS)は、平成24年に初めて確認されたウイルス性の感染症です。原因となるウイルスは、MERSコロナウイルスと呼ばれています。

1 症状

- ・主な症状は、発熱、咳、息切れ等です。下痢などの消化器症状を伴う場合もあります。
- ・潜伏期間は2日～14日程度とされています。
- ・高齢の方や糖尿病、慢性肺疾患、免疫不全などの基礎疾患のある方では重症化する場合があります。

2 予防対策

- ・手洗いを行ってください。
- ・咳やくしゃみなどの症状を示している人との接触は出来るだけ避け、マスクを着用してください。

3 感染経路

- ・人がどのようにしてMERSに感染するかは、まだ正確には分かっていません。
- ・季節性インフルエンザのように、次々とヒトからヒトに感染することは確認されていませんが、海外の感染予防対策の実施が不十分な医療機関等において、患者から医療従業者や他の患者に感染（二次感染）した例が報告されています。

中東呼吸器症候群(MERS) 流行地域へ渡航される方へ

渡航前

- ・糖尿病や慢性肺疾患などの持病（基礎疾患）がある方は、一般的に感染症にかかりやすいので、かかりつけ医に相談し、渡航の是非について検討してください。
- ・渡航前に現地の最新の情報を検疫所ホームページ、外務省海外安全ホームページ、在外日本大使館ホームページなどで確認してください。

渡航後

- ・帰国時に発熱や咳などの症状がある方は、空港内等の検疫所の健康相談室へご相談ください。
- ・帰国後14日以内に、発熱や咳などの症状がみられたら、事前に最寄りの保健所及び最寄りの医療機関に電話相談してください。
- ・症状がある間は、他者との接触を最小限にするとともに、咳エチケットを実行してください。

☎ 保健福祉課 健康増進係 ☎（44）2300

「第8回 矢吹町少年の主張大会」開催

◆日時 8月22日（土） 午後1時30分～

◆会場 矢吹町文化センター 小ホール

◆主催 矢吹町青少年健全育成推進会議

◆発表者（予定）

No	氏名	学年	No	氏名	学年
1	本田 千遥	2年	6	水野 彩華	1年
2	富永 裕音	2年	7	柏木 レナ	2年
3	安藤 優希	3年	8	星 響子	1年
4	酒井はつき	3年	9	中野 綾子	2年
5	角田奈々香	2年	10	水野 舞	1年

☎ 生涯学習課 生涯学習総務係 ☎（42）2869

矢吹町青少年健全育成推進会議では、矢吹中学校の生徒10人が発表する「第8回矢吹町少年の主張大会」を開催します。

この大会は、中学生が日ごろ考え、感じていることをまとめ発表することで、同世代の少年が社会の一員としての自覚を持つことを期待するとともに、大人の青少年の健全育成に対する理解と協力を深める契機とすることをねらいとして実施しているものです。

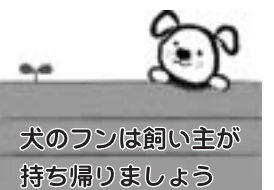
作文による1次審査で選ばれた10人が、学校や家庭、また、友達などの関わりの中で感じたり、考えたりしていることなどを発表しますので、どうぞ、ご家族、お友達お誘い合わせてご来場ください。

犬の飼い方・マナーについて

私たちの生活において、犬や猫などのペットは心に癒しや潤いを与えてくれます。

そんなかけがえのないペットたちも、飼い主のマナーやしつけによっては、周囲でのトラブルの原因になってしまいます。ペットを飼うときは習性・生理・生態などを理解し、正しいマナーやしつけを心がけ、愛情と責任をもって飼いましょう。

また、飼い主には、ペットへの愛情と同じだけの責任をもって、最後まで飼い続ける義務があります。



●フンの後始末は責任をもって行いましょう



フンの後始末は飼い主の最低限のマナーです。犬も猫もきちんとしつければ、自宅の決まった場所で排泄をするようになります。

犬の散歩のときは、スコップやビニール袋など、フンを取る道具を携帯し、フンを必ず持ち帰るようにしましょう。

●犬を散歩させるときは必ずリードでつなぎましょう



犬をリード（引き綱）でつながらずに散歩させることは、周囲の方に恐怖感を与えます。小型犬や普段おとなしい犬でも、何かの拍子に人を噛んだりすることがあります。

犬を散歩させるときは必ずリードでつなぎ、また、公共の場所では、リードを短く持ち、確実に犬を制御できる人が散歩させなければなりません。

●放し飼いはやめましょう



放し飼いは絶対にしないでください。「うちの犬はおとなしいから…」「小型犬だから…」と放すと、じゃれて人に飛びついて怪我をさせることがあります。

また、噛みつく恐れや、交通事故の危険性もあります。

☎ 町民生活課 町民生活係 ☎（42）2114